

1	0	年	保	存
機	密	性	2	
平成 25 年 5 月 17 日から				
平成 35 年 5 月 16 日まで				

基 監 発 0517 第 1 号
 基 安 安 発 0517 第 2 号
 基 安 労 発 0517 第 1 号
 平 成 25 年 5 月 17 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

監 督 課 長
 安全衛生部安 全 課 長
 労働衛生課長
 (契 印 省 略)

原子力施設に対する監督指導等に当たって留意すべき事項について

標記については、平成 25 年 5 月 17 日付け基発 0517 第 7 号「原子力施設に対する監督指導等について」（以下「局長通達」という。）により指示されたところであるが、この具体的な実施に当たっては、下記に留意の上、遺漏なきを期されたい。

記

1 監督指導等の対象

(1) 監督指導及び個別指導（以下「監督指導等」という。）の対象とする原子力施設の名称及び所在地は、

[REDACTED]

(2) 建設中又は廃止措置中のものについては、

[REDACTED]

2 監督指導等の効果的な実施

(1) 情報の収集及び管理

ア 原子力施設における労働者の被ばくに関連する事故等については迅速かつ的確な対応が求められることから、①都道府県労働局（以下「局」という。）・労働基準監督署（以下「署」という。）の緊急時の連絡網に、対象事業場の連絡先を加えるとともに、平素より事業場の連絡担当者との意思疎通を密にしておくこと、②原子力施設を管轄する署において、事業場から災害等の第一報を受けてから初動調査に至るまでの関係連絡先への連絡責任者及びその代理者を定めておくこと、に留意して、常に最新の情報を的

確に把握するよう努めること。

なお、事故等の把握に関しては、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号。以下「電離則」という。）第 43 条の規定や平成 24 年 8 月 10 日付け基発 0810 第 1 号「原子力施設における放射線業務及び緊急作業に係る安全衛生管理対策の強化について」（以下「0810 第 1 号通達」という。）記の第 5 の 1 に基づく報告のほか、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 62 条の 3 の規定に基づく主務大臣に対する一定の事故の報告が義務付けられているので、例えば、

労働者の被ばくに関連する情報及び問題点の把握に努めること。

イ 原子力施設に対するより効果的な監督指導等を実施するためには、

なお、

(2) 監督指導等の実施時期

監督指導等については、実施すること。

また、定期検査が義務付けられている原子力発電所、加工施設及び再処理施設については、

なお、原子力発電所については、

(3) 監督指導等の対象事業場の選定

原子力発電所及び一部の核燃料施設については、

3 監督指導等の重点事項

法定事項の遵守状況及び

なお、

具体的には、次の事項を重点とすること。

(1) 原子力施設における安全衛生管理体制の確立

ア

イ

ウ

(2) 適正な被ばく線量管理等の実施

ア

イ

© 2004 Blackwell Publishing Ltd, *Journal of Internal Medicine* 255: 103–110

キ

ク

ケ

コ

サ

シ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ス

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

セ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

ソ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

タ

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

チ

[Redacted]

[Redacted]

ツ

(3) 安全衛生の確保

ア

イ

ウ

(4) 一般労働条件の確保・改善

[Redacted]

4 東電福島第一原発の事故での教訓を踏まえた対応の準備に関する指導等に当たっての留意事項

(1) 緊急作業に対する準備に関する指導

ア 0810 第1号通達の別添1-1から別添1-3までの自主点検（以下「自主点検」という。）結果については、同通達記の第5の6のとおり、①原子力事業者は、半年ごとに1回、②元方事業者は、定期検査工事等の時期に、報告を求めているが、監督指導等の際には、

[Redacted]

イ 上記のアの自主点検結果の

[Redacted]

ウ 原子力施設所轄局においては、

[Redacted]

エ 本店等所轄局においては、

[Redacted]

オ 原子力施設所轄局及び本店等所轄局の健康主務課は、

[Redacted]

(2) 緊急作業実施時における指導

原子力災害対策本部より原子力緊急事態宣言が発令される等の事態が発生した場合には、

[Redacted]

5 監督指導の実施体制等

(1) 監督指導の実施対象の数と規模に応じて、必要な数の労働基準監督官、放射線管理専門官、労働衛生専門官等により監督指導を実施すること。この場合、原子力施設を管轄する署（以下「原子力施設管轄署」という。）に配属されている者以外に、放射線管理（基礎・上級）専門研修（以下「専門研修」という。）等を修了した職員の参加も求め、局及び署が合同で監督指導を実施することに配慮すること。

(2) 原子力施設所轄局においては、原子力施設管轄署の専門研修の受講資格がある労働基準監督官及び厚生労働技官で、専門研修を修了していないものはもちろん、それ以外の局及び署の専門研修未修了職員についても、可能な限り専門研修を受講できるよう計画的に研修受講の推薦を行うこと。

また、局における安全衛生技術研修等において、原子力関係の知識の付与のための研修を実施することにも留意すること。

(3) 監督指導等においては、重点事項を確実に点検するほか、東電福島第一原発の事故での教訓を踏まえた緊急時等の対応も含め、原子力施設等の管理水準の総合的評価やこれらの経年的状況の把握のための資料にもなるよう、
[REDACTED]

6 通報等

(1) 原子力施設所轄局にあつては、当該原子力施設に出張して作業し、管理区域に立ち入った放射線業務従事者の所属する構外事業場であつて、電離則に係る違反が認められた事業場等被ばく線量管理に問題が認められると考えられる事業場については、
[REDACTED]

(2) 上記の(1)により
[REDACTED]

(3) 原子力施設に対する監督指導等の結果については、
[REDACTED]